

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程

平成16年4月1日
規程第 44 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤役員報酬は、基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。
2 非常勤役員報酬は、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月17日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、土曜日に当たるときは16日、休日である月曜日に当たるときは18日に支払う。
2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、6月30日及び12月10日が日曜日に当たるときはそれぞれ6月28日及び12月8日に、土曜日に当たるときはそれぞれ6月29日及び12月9日に支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、役員から申し出があった場合は、報酬を当該役員の前貯金口座に振り込むことができる。

(基本給)

第5条 常勤役員基本給は、月額とし、役員基本給表（別表）の号俸の額とする。
2 常勤役員号俸は、次の各号に掲げる役員区分に応じて、当該各号に掲げる号俸を適用する。
(1) 学長 8号俸
(2) 理事及び監事 1号俸から7号俸までの範囲内で学長が定める号俸
3 学長が再任された場合、前項第1号に定める学長の号俸を9号俸とする。

(地域手当)

第6条 地域手当は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号。以下「給与規程」という。）第16条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(広域異動手当)

第6条の2 広域異動手当は、給与規程第16条の2に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、給与規程第18条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、給与規程第19条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第10条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤役員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(月の中で就任又は退職した場合の報酬)

第11条 月の中で就任又は退職した役員に支給する当該月の基本給、地域手当及び広域異動手当は、日割り計算に基づき支給する。

2 前項の日割り計算は、当該月の総日数から、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号）第4条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。ただし、月の中で死亡した者に対しては、当該月の基本給、地域手当及び広域異動手当の月額的全額を支給する。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した報酬の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(非常勤役員手当)

第13条 非常勤役員手当の月額、次のとおりとする。

- (1) 理事 163,000円
- (2) 監事 127,000円

(実施に必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第9条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成22年4月1日において常勤役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(平成16年規程第56号)第19条第2項に規定する本学の定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月1日において常勤役員に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間における役員の報酬の支給に係る特例)
- 3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、役員に支給される報酬のうち、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 基本給月額 常勤役員の基本給月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 常勤役員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 期末手当 常勤役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 常勤役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77

を乗じて得た額

- (5) 非常勤役員手当 非常勤役員の非常勤役員手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、受けていた基本給は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年4月1日施行）附則第5項の規定に準じて改定する。
- 3 施行日の前日から引き続き同一の基本給を受ける役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 4 前項の規定は、第12条に規定する役員にも適用する。
- 5 前項及び前々項の規定は、任期満了した役員が引き続いて任命された場合にも適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月25日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(基本給の切替に伴う経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の基本給の適用を受ける役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 3 前項の規定は、第13条に規定する役員にも適用する。
- 4 前2項の規定は、任期満了した役員が引き続いて任命された場合にも適用

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬（平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程（以下「平成27年4月改正規程」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬（平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。）の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の常勤役員である者（同一の常勤役員として再任される者を含む。）について、施行日の前日においてその者が受けていたこの規程による改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程第5条第1項に定める役員基本給表の号俸（以下この項において「旧号俸」という。）が次の表の旧号俸欄に掲げる号俸であった場合の施行日における号俸（以下この項において「新号俸」という。）は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。

旧号俸	新号俸
1	3
2	4
3	5

4	6
5	7
6	8

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年3月25日から施行する。

別表（第5条関係）

号俸	基本給月額
1	524,000円
2	579,000円
3	642,000円
4	716,000円
5	772,000円
6	829,000円
7	908,000円
8	979,000円
9	1,049,000円